

商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）に関するQ & A

令和8年6月

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【申請関係】

問1：申請者はどのような事業者ですか。

答：本事業の補助対象事業者はタクシー等車両（ハイヤーを含む）あるいはバスを所有して事業を実施する者です。

バスについては営業用バス事業者（いわゆるバス会社）及び自家用バスを所有して事業を実施する者が申請の対象となります。また、これらの事業者へ車両をリースする場合はリース会社が申請者となります。

問2：申請者は法人でなければいけないのですか。

答：申請者は法人でなくても、個人でもタクシー等車両又はバスを使用して事業を実施する者であれば申請できます。

問3：購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（又は完了実績報告）はできますか。

答：補助対象事業者になれるのは運送事業者等に限られるのでディーラーは申請を行うことはできません。ディーラーが所有者となっている場合は、所有権を運送事業者等に変更（移転登録）をしたうえで、補助金申請又は完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証記録事項」と「現在の自動車検査証記録事項」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証記録事項」と「現在の自動車検査証記録事項」の両方のコピーを提出してください。

問4：転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答：補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。

問5：転リースの際、中間会社のリース料金算定根拠明細書はどのように作成すればよいですか。

答：通常のリース契約と同様に、リース会社（申請者）と中間会社、中間会社と使用者それぞれの、算定根拠明細書を作成してください。ただし、補助金は使用者へのリース料金に反映（減額）させてください。（一括で支払うことは認められません。）

問6：補助金が受けられる車両の種類を詳しく知りたいのですが、どうすればよいですか。

答：補助金が受けられる車両については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）のホームページに、事前登録された補助対象車両（一覧）として、車両・通称名、自動車の型式、基準額（補助対象額の上限）などが掲載されているので、ご確認ください。補助対象車両情報一覧は、随時公表内容を更新する予定です。最新の情報をご確認ください。

なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付されません。

問7：既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答：補助対象車両のタクシー等車両並びにバスであれば、令和8年1月13日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が令和8年1月13日以降）であれば申請可能です。ただし実績申請については令和9年1月29日までに新車登録された車両であることが必要となります。

問8：申請者は、導入車両の自動車検査証上の所有者又は使用者のどちらですか。

答：申請者は、自動車検査証上の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問9：自治体等からの補助金は交付申請書（様式第1（その2の1）、（その2の2））等に記載すべき「寄付金その他の収入」にあたりますか。

答：自治体等から補助金の交付を受けている場合、これも「寄付金その他の収入」にあたります。通常申請の場合、交付申請時には入力する必要はありませんが、完了実績報告時に、自治体等からの補助金を「寄付金その他の収入」欄に入力してください。また、実績申請の場合、交付申請兼完了実績報告時に、当該欄に入力してください。

問10：購入車両に値引額がありますがどのように入力したらよいですか。

答：値引後の購入額を「補助対象経費（補助対象車両価格）」欄に入力してください。

値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認の上、「値引額/台」欄に入力してください。なお、値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載してください。（値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とします。）

※値引額入力について、ご不明な点がございましたら、システム入力前に kanhojo@ataj.or.jp までお問い合わせください。

問11：JATAホームページ掲載の補助対象車両一覧の「基準額」が補助金としてもらえる金額と考えてよいですか。

答：基準額は、補助金額の上限とお考え下さい。車両本体価格について値引きがあると判断される場合には、当該値引額に応じて補助金額が減額されます。また、自治体等の補助金や助成金がある場合にも減額の可能性があります。

問12：補助対象となる車両の新規登録期間と申請期間の関係について教えてください。

答：新規登録期間と申請期間は以下のとおりです。

○通常申請（導入車両を購入する前に申請する場合）

- ・ 交付申請は、JATAが申請受付を公表した日～令和9年1月29日までに行う。
- ・ 交付決定後、令和9年3月3日までに車両を新規登録する。
- ・ 新車登録後、令和9年3月10日までに完了実績報告を行う。

○実績申請（導入車両を購入した後に申請する場合）

- ・ 交付申請は、JATAが申請受付を公表した日～令和9年1月29日までに行う。
- ・ 令和8年1月13日～令和9年1月29日までに新規登録した車両が補助対象となります。
※ 申請時には新車登録を完了していること。

問13：通常申請の場合、交付決定前に車両を発注してもよいですか。

答：通常申請の場合、申請時に車両の購入に関する発注がしてあったものでも問題ありません。ただし、車両の新規登録は必ず交付決定後に行ってください。また、電気自動車等への改造を行う自動車（以下「改造

車」という。)の新規登録又は変更登録についても、必ず交付決定後に行ってください。※交付決定前に新規車両登録又は変更登録を行った場合は、交付決定が無効になります。

問 1 4 : バスの改造はどこまでが補助対象費用として認められますか。また、補助率はどのようになりますか。

答 : 電気自動車等に改造するにあたり、原動機、動力伝達装置、燃料装置、電気装置又は制動装置並びにこれらの関連部品の変更に係る改造費(材料費及び労務費等)が補助対象費用と見なされます。その場合の補助率は 2 / 3 となります。なお申請方法は通常申請のみとなります。

問 1 5 : 改造車の必要書面として、「改造自動車の会社概要が分かる資料」とありますが、具体的にはどんな書面を提出したらいいのでしょうか。

答 : 改造を行う会社に関する改造事業の実施体制・状況などが分かる資料を提出願います。また、EV 等への改造を行う事業者は、道路運送車両法に基づき国から認証を受けている事業者でなければ改造を行うことができませんので、申請に際しては、当該認証を受けている事業者であることが分かる書面(自動車特定整備事業の認証書)等を添付してください。

問 1 6 : 自治体等が補助対象車両を用いてバス運行を業務委託する場合、提出する書類はありますか。

答 : 業務委託の場合は、運輸局が交付した自家用有償旅客運送の許可証又は登録証等、及び自治体等とバス運行会社の間で結ばれている業務委託契約を提出してください。

問 1 7 : 申請は郵送又は持込みでも構わないですか。

答 : 申請は、J A T A 申請システムでお願いします。この場合、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は、補助事業の完了する日の属する年度終了後 5 年間又は法定耐用年数のいずれか長い期間、保管してください。

なお、やむを得ず J A T A 申請システムによる提出ができない場合には、J A T A 窓口までご連絡ください。

問 1 8 : 補助金申請時に提出が必要な書類について教えてください。

答 : 補助金申請には、各種の書類提出が必要です。必要書類に漏れないように、公募要領 9.「補助金申請書等必要書類の提出」をご確認ください。

なお、申請時に書類不足があると、申請内容の審査ができないため審査並びに各種決定までのお時間を要するので、ご注意ください。

問 1 9 : 添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答 : 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、充電設備関係の見積書には導入充電器等の型式を記載し、請求書及び領収書には型式及び製造番号(シリアルナンバー)の記載が必要です。車両は、見積書等に車名と通称名と型式、請求書及び領収書には車台番号又は登録番号を、いずれも、対象車両一覧、対象機器一覧に記載されている通りに記載していただく必要があります。また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付、有効期限の記載も必要です。

問 2 0 : 電子取引で領収書が発行されないものについてはどうしたらよいですか。

答 : 領収書が発行されない場合は、「振込通知書」又は「インターネットバンキングの振込完了画面(振込日・振込先・振込金額・振込名義人が確認できる画面キャプチャ)」に加えて「請求書」の提出をお願いします。その際、「車台番号」が請求書等に記載されており、振込金額と一致していることが必須です。

問 2 1 : 手形処理で車両を購入した場合、領収書は発行されないが、銀行の手形処理の電子領収書で申請等することができますか。

答： 電子領収書もしくは通常（手形）の領収書を添付してください。

問 2 2 : 申請者の事業証明は、どのような証明書を提出するのですか。

答： 法人にあつては現在履歴事項全部証明書の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの）、個人事業者にあつては 3 ヶ月以内に発行された住民票の写し、又は自動車運転免許証の写しを提出してください。なお、初回申請時（発行後 3 ヶ月以内のもの）のみ提出してください。

※初回申請時以降、内容等が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

問 2 3 : 地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合は、登記事項証明書などが必要ですか。

答： 登記事項証明書の提出は必要ありません。なお、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の一部を求める場合があります。詳細は JATA にお問い合わせください。

問 2 4 : 申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車運転免許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答： 公募要領において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの）又は免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問 2 5 : 自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答： 申請して交付決定後に車両を購入する場合には、自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出をお願いしております。なお、契約書の提出が難しい場合、注文書あるいは発注書の写しの提出に代えることも可とします。

また、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は令和 9 年 3 月 3 日以前であることが必要です。

問 2 6 : リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸渡先の事業者宛となっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答： 申請者（車両購入者）はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問 2 7 : 導入車両のリース期間を 2 年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答： 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。財産処分制限期間は車種や用途別に異なります。リース契約は、この財産処分の制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。やむを得ず期間を満たさない契約の場合は、期間内の再リースの意思を確認できる覚書等を提出してください。

問 2 8 : 既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合（実績申請）、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答： J A T A としましては、交付申請兼完了実績報告については、申請内容の不備が解消されてから 3 0 日程度で審査を終了し、申請者に様式第 3 の 2 交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。

その後、精算払請求に従って銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、申請内容に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ40日程度と思われますが不備解消に時間がかかることや、別途協議すべき内容が生じた場合などはこの限りではありません。

また、公募要領7(1)の受付期間などの留意事項にあるように、予算額の残額が2割程度に達した場合等、申請数が多数の場合は、申請受付から交付決定までの期間が長くなることも想定されますので、ご注意ください。

問29：補助金申請後に補助対象車両を購入する場合（通常申請）、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答：通常申請の場合は、交付申請を受け、申請内容の不備が解消されてから約30日以内に審査を終了し、様式第3の交付決定通知書を送付します。

導入車両を購入後、完了実績報告を電子申請システム上で報告していただき、審査後、様式第13の交付額確定通知書を送付します。

その後、交付額確定通知に記載された確定額について精算払請求をしていただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

問30：車両購入前の交付申請（通常申請）で、交付決定前に車両の登録が済んでいる場合、補助金は交付されますか。

答：通常申請の場合は、JATAからの交付決定通知書が発行される前に車両を新車登録してしまうと補助金が交付されません。

問31：リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で貸渡し先の事業者を支払っても良いですか。

答：リース事業者による申請の場合、月々のリース料金から補助金額の減額を行うことのみを認めています。一括で補助金を支払うことは認められません。

問32：リース会社の実績申請で、補助対象車両を先に購入し契約済みの場合、リース契約及びリース料金算定根拠明細書の記載はどのように記載すればよいのですか。

答：実績申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算し直し、変更契約書及び算定根拠明細書を提出してください。

問33：リース料金算定根拠明細書は、様式は任意でよろしいですか。

答：補助金が月々のリース料金にきちんと反映されているか、また月々のリース料金の合計額の差額が補助額と一致をするか、を確認するために提出していただきます。様式は定めていませんが、JATAホームページに参考となる様式と記入例を公開していますのでそちらを活用ください。利用されない場合は、参考様式の記載内容を網羅するようお願いいたします。

問34：申請するタクシーは軽自動車なので国の登録は受けていません。この場合、公募要領に出ている「新規登録」「移転登録」「初度登録年月日」「変更登録」及び「登録番号」の扱いを教えてください。

答え：ご質問のとおり、軽自動車については、登録制度ではなく届出制度で運用されているので、公募要領に記載されている「新規登録」については「新規検査」と、「移転登録」については「変更記録」と、「初度登録年月日」については「初度検査年月日」と、「変更登録」については「変更記録」と、「登録番号」については「車両番号」とそれぞれ読み替えて適用してください。

【その他】

問 1 : 本補助金申請は国の他の補助金と併用できないとなっていますが、デジタルタコグラフなどの機器を国の補助金で取り付けした車両には、この申請はできますか。

答：本補助金は車両本体(主要構造)が対象となる補助金で、車両に搭載されるデジタルタコグラフや A S V 装置は、車両に付随的に搭載される装置ですので、これらの装置に対する国の他の補助金を受けている車両であっても車両本体に補助が入っていなければ本補助金の申請は可能です。

問 2 : 補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答：補助金を受けて購入した車両が、財産処分の制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続を行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。
※制限期間内に財産処分を行う前に必ず J A T A にご相談ください。

問 3 : リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答：財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合など、内容により補助金の返還の必要が生ずるおそれがあるため、別途 J A T A にご相談ください。

問 4 : J A T A から送られてきた環境省補助事業である旨を示すステッカーは、どこに貼付すれば良いのですか。

答：補助対象車両の前面ガラス及び側面ガラスを除いた見やすい箇所に貼付してください。また、充電設備についても、対象機器の見やすい箇所に貼付してください。

問 5 : 事業報告書はいつまでに提出するのですか。

答：事業報告書は、補助事業が完了した日(新規登録日又は変更登録日)からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 1 年間について、年度毎に当該年度の終了後 30 日以内(令和 7 年度分については令和 8 年 4 月 30 日まで、令和 8 年度分は令和 9 年 4 月 30 日まで)に、提出年 4 月時点の当該補助金執行団体に提出してください。

問 6 : 補助対象車両の使用の本拠の位置が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ないですか。

答：一つの事業者が複数の補助対象車両を使用する地域がある場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。
なお、混乱を避けるため、事業報告書等の提出の際にご相談下さい。

問 7 : 車両の申請において「事業完了日」とは、いつのことを指すのですか。

答：補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日となります。ただし、改造車にあつては、改造施工後に行う新規登録又は変更登録を行った日となります。

問 8 : 交付規程第 8 条第 1 項第十六号に記載されている「補助事業者は、十四号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボンクレジットとして登録を行ってはならない。」とはどういうことですか。

答：「カーボンクレジット」とは、温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対

象車両について、財産処分の制限を受ける期間においては、カーボンクレジットの認証を受けたり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をカーボンクレジットの対象にすることはできません。

問9：利益等排除とはどういうことですか。

答： 間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで本事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先について

間接補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）間接補助事業者自身
- （２）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法について

（１）間接補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象となります。

問10：補助対象事業者は国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している必要がありますが、どんな目標ですか。

答： 2030年度における保有のタクシー等車両あるいはバスの非化石エネルギー自動車の使用割合を8%(タクシー等車両)あるいは5%(バス)を目標とします。様式第1(その4の1)又は様式第1(その4の2)に従い、提出してください。

なお、リース契約の場合、貸渡し先の事業者の導入計画を記載してください。

問 1 1 : GXリーグとは何ですか。

答：GXとは、Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取り組みを指します。2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ全体としてゼロにするカーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続可能な成長実現を目指す企業が同様の取り組みを行う企業群を官・学と共に協働する場がGXリーグです。詳しくはGXリーグホームページ (<https://gx-league.go.jp>) を参照してください。

問 1 2 : 本補助金を受けるためにGXリーグの加入は必須ですか。

答：補助金の申請にあたり、令和4年度CO2排出量が20万t以上の事業者は、GXリーグへの加盟又は国内でのScope1, 2に関する削減目標を設定するなどの表明をしていただきます。
20万t未満の事業者はこれらの条件は必須ではありません。

問 1 3 : リース契約の場合、表明書（様式第1（その3の2））の報告者はリース事業者で良いですか。

答：表明書の報告者は貸渡し先の事業者になります。

問 1 4 : リース契約の場合で申請者（車両の所有者）は変わらないが、使用者が法定耐用年数の期間の途中で変わることが確定しているが、申請は可能ですか。

答：申請時点で使用者の変更の詳細（いつ、どこ、誰に）が確定している場合は、その根拠資料（契約書等）を示して共同で申請することは可能です。ただし、申請時点で詳細が確定しておらず、申請後に使用者の変更が発生した場合や申請時と異なる変更がなされた場合は、これまでどおり財産処分の対象となります。

問 1 5 : バッテリー交換式EVについて、バッテリーを補助対象車以外が使用することが想定されるが、この場合、申請は可能ですか。

答：バッテリーを補助対象車両以外と共同で利用する場合は、バッテリーは補助の対象外になりますので、車体のみが補助対象となります。この場合に、車両が使用されることを確認するため、バッテリーをどのように調達し、使用するのかについて、資料を提出いただく必要があります。

【充電設備関係】

問 1 : 充電設備への補助はないのですか。

答：通常申請の場合においてのみ、本事業により導入される電気自動車等の充放電に必要な充電設備への補助は対象となります。ただし、当該補助金申請済の車両と充電器口数の関係が、営業所単位で「車両台数 \geq 充電口数」となることが必須です。

問 2 : 補助対象となる充電設備の補助対象経費を教えてください。

答：急速充電設備・普通充電設備・V2H・充放電設備・外部給電器を購入する費用及び充電設備を設置するための工事費となります。受変電装置（キュービクル）及び分電盤（ブレーカ）も含まれます。

問 3 : 充電設備のリースを行う場合で設置する土地が借地の場合の手続きを教えてください。

答： 借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾及び充電設備の保有義務期間（6年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です（国又は地方公共団体の土地はこの限りではない）。

よって、土地の利用に関する許諾書等の提出をお願いします。

問4：充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合等について教えてください。

答： 申請者が充電設備メーカー（自社含む）との資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除[※]の対象となります。

なお、利益等排除については、自動車の購入についても適用されますのでご注意願います。

※「【その他】問9」をご参照ください。

問5：どのような充電設備を購入したら良いのか教えてください。

答： 補助対象となる充電設備につきましては、JATAホームページに補助対象充電設備の一覧を公開しておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

問6：補助金の交付を受けて設置した充電設備の管理について教えてください。

答： 補助金の交付を受けて設置した充電設備の保有義務は設置完了した日から6年であり、補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、同じく補助金を受けて導入した電気自動車とともに、その効率的運用を図り、善良な管理者の注意をもって継続的に管理しなければなりません。

よって、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を備えて管理しなければなりません。

保有義務期間に保有が困難になった場合、又はやむを得ず処分を行うときはJATAへ事前の届出が必要であり、原則として補助金の返納が必要となります。

問7：車両と充電設備は同時申請でなければならないのですか。

答： 車両の申請が先なら、車両と充電器は別申請でも問題ありません。別申請の場合は、充電器の申請の際に車両申請受付番号を、申請システムに入力していただきます。

問8：充電設備における実績期間とはいつの日付になりますか。また証明する書類は何か必要ですか。

答： 領収証の発行日、又は設置工事が完了した日を入力してください。提出書類は、竣工日や完成日が記載された、引き渡し書、請求書又は領収証です。

問9：充電設備の設置が遅れた場合はどうなりますか。

答： 設置が遅れた場合は補助金交付対象外となります。令和9年3月10日の完了実績報告に間に合うように工事計画を立ててください。

問10：車両をリース会社が申請した場合、充電設備の申請は誰が行うことになりますか。また、車両のみリース契約で充電設備についてはリース先(貸渡し先)だった場合、補助金の申請はどうなりますか。

答： 公募要領6.申請者に、「補助金を申請できる者は、補助対象車両の自動車検査証上の所有者に該当する者」となっています。従いましてリース契約車両の所有者が充電設備のリースを行う場合は申請者となるこ

ともできます。また、車両のみリース契約の場合は、充電設備はリースの貸渡し先の事業者が申請することとなります。

問 1 1 : 充電設備の工事費に見積もりは 2 社以上必要なのですか。

答： 必要です。公募要領 9.その 1 の 2 において「工事費については同一条件で 2 社以上の見積もりを取り、適切なものを採用すること」と注意書きがございます。ただし、特別の事情があり、2 社以上取れない場合は J A T A へご相談ください。

問 1 2 : 充電設備の補助額について教えてください。

答： 充電設備の補助額を算定する場合、充電設備と工事費の総和から寄付金その他の補助金を差し引いて、基準額と比較することから、注意が必要です。

充電設備の機器の補助額について、機器の補助対象経費(①)に補助率を乗じた額(②)と、機器上限額(③)を比較し、②、③のいずれか少ない金額に台数を乗じた額(④)を求めます。

充電設備の工事費について、工事全体の補助対象経費(⑤)と 1 台あたりの工事費上限額に台数を乗じた額(⑥)を比較し、⑤、⑥のいずれか少ない金額(⑦)を求めます。

①に台数を乗じた額と⑤の和から寄付金その他の補助金を引いた額(⑧)と、④と⑦の和(⑨)を比較し、⑧、⑨のいずれか少ない額が充電設備の補助額となります。ただし、高圧受電設備については台数を乗せず、1 工事あたりの設備総出力を上限額としています。

問 1 3 : 車両の配置場所を変更したい。移設前後で所有者は変わらないのだが、充電設備も移設したいが、可能ですか。

答： 補助対象車両の配置の移動に伴い、補助対象の充電設備を移設する場合、補助対象車両と同じ場所に同じ口数を移設することは可能ですが、移設に伴う費用は補助対象ではありません。

問 1 4 : 充電設備に課金装置がついているものについては、装置を使用しないものであれば、そのまま設置可能ですか。

答： 設置は可能ですが、様式第 1 (その 3 の 1) (誓約書) (3)のとおり、課金装置は使用しないでください。

【複数年度事業について】

問 1 : 複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。

答： 複数年度事業として申請する場合は、事前に J A T A まで相談ください。複数年度事業として申請する場合、経費を年度毎に明確（何をいつまでに実施するのか明らかにする）にして申請をしてください。また、交付申請は毎年度必要です。公募要領をよくご確認ください。

問 2 : 複数年度事業として申請し、今年度分について交付を受けた場合、次年度も必ず交付されると考えてよいですか。

答： 翌年度以降の補助事業は、政府において翌年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。公募要領をよくご確認ください。

問 3 : 複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない場合でも申請できますか。

答： 複数年度の各年度に補助対象経費が発生しない場合、申請いただけませんので、事前にご相談ください。

問4：複数年度事業の場合、「車両台数≧充電口数」の関係はどの様に考えればよいですか。

答：「車両台数≧充電口数」については、翌年度終了時にこの関係性を満たしてください。

問5：翌年度目終了時点で、「車両台数≧充電口数」とならなかった場合、補助金は返還することになるのですか。

答：「車両台数≧充電口数」が満たなかった場合については、満たなかった差分を返還していただくこととなります。

問6：複数年度事業において、初年度の所定の期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出せず、事業を実施しなかった場合、初年度の補助金はどのような扱いになりますか。

答：翌年度以降に実施する予定であった事業の内容に応じて、初年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する金額を返還していただくこととなります。

【国庫債務負担行為について】

問1：国庫債務負担行為とはどのような制度ですか。

答：事業規模が大きく単年度での終了が困難な事業について、国の単年度会計の特例として設けられた制度です。国が将来にわたって金銭の給付を伴う債務を負担する行為のことで、当年度内に事業が終了せず翌年度に終了する場合であっても申請可能となる制度です。

問2：国庫債務負担行為での申請に制限はありますか。

答：自治体又は公営企業が使用するもの、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車その他契約から納車までに長期間を要する車両に限っております、またこれらと一体となって整備される充電設備等が対象となります。

この申請を行う場合は、余裕を持って必ず事前にJATAに相談を行って下さい。

問3：国庫債務負担行為で複数台の車両を申請し、初年度に納車された車両について補助金の請求は可能ですか。

答：国庫債務負担行為で申請された場合は最終年度にまとめた補助金支払いとなりますので、申請事業の全てが終了するまでは補助金の支払いはできません。